

川崎市立井田病院衛生委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第18条に基づき、川崎市立井田病院（以下「本院」という。）における職員の健康障害の防止と健康の保持増進及び快適な職場環境の形成促進を目的として設置する川崎市立井田病院衛生委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査、審議する。

- (1) 職員の健康障害の防止対策に関すること。
- (2) 職員の健康管理に関すること。
- (3) 職員の健康保持増進対策に関すること。
- (4) 公務災害の原因及び再発防止対策で衛生に係わるものに関すること。
- (5) その他、衛生管理に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、次の各号に掲げるもののほか本院の病院長（以下「病院長」という。）が指名した委員をもって組織する。

- (1) 衛生管理者のうちから1名
 - (2) 産業医のうちから1名
 - (3) 川崎市立病院労働組合の推薦する者。
- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
 - 3 委員長は、産業医をもって充てる。
 - 4 副委員長は委員の中から委員長が指名する。
 - 5 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の運営)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、原則として月1回開催し、その他必要に応じて委員長が招集することができる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

4 委員会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録の保存)

第6条 委員会の議事録は、これを3年間保存しなければならない。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、本院事務局庶務課が行うものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2 川崎市立井田病院衛生委員会要綱（平成7年3月1日）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。